

伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)

# 住み慣れた地域でいきいきと 安心して暮らせるまち伊丹の実現

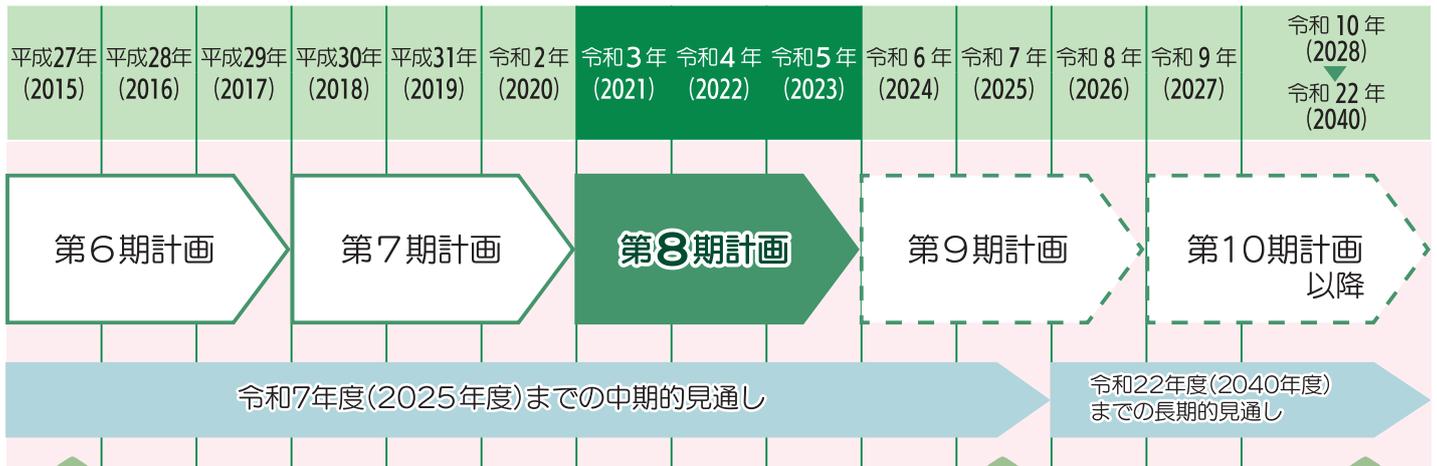


伊丹市マスコット  
たみまる

itamimi  
伊丹市

令和3年(2021年)3月

この計画は・・・高齢者をめぐる状況や将来を見据えて、  
3年に1度見直すことが法律で決められています。

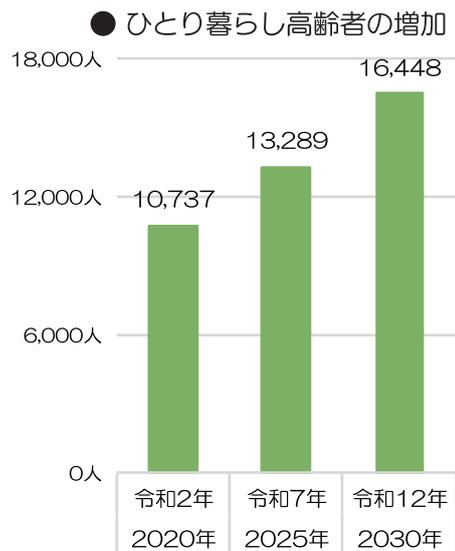
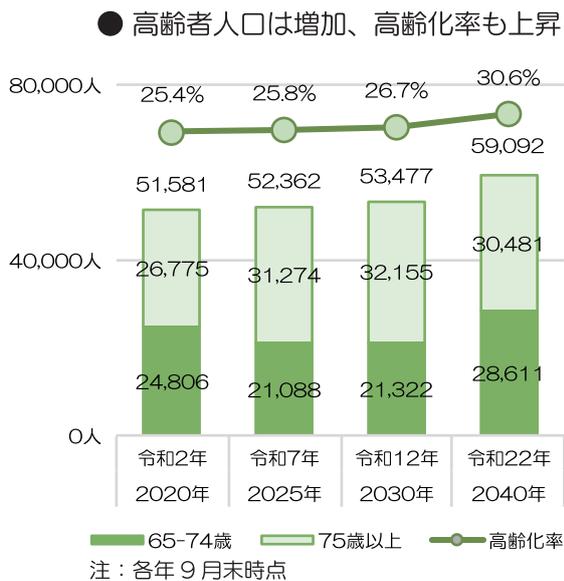


「団塊の世代」が  
65歳に

「団塊の世代」が  
75歳に

「団塊ジュニア  
世代」が65歳に

### 伊丹市における高齢者の現状



#### ◇ 高齢者の人口構造の変化

高齢化（特に75歳以上の人口増）や核家族化の進展に伴って、支援を必要とする高齢者が増加

#### ◇ 共生福祉社会の実現

人と人、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティを実現することが必要

このような背景をふまえて、すべての高齢者やその家族が、健やかに安心して、住み慣れた地域の中で、いきいきと生活することができる社会をめざし、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）を策定し、さまざまな施策を展開します。

# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)の策定

## 基本理念

住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまち伊丹の実現

### 基本目標① 地域で...



#### 住み慣れた地域での暮らしを支えます

##### 基本施策

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ② 高齢者を支える地域福祉活動の推進

### 基本目標② 元気に...



#### 高齢者の元気な生活を支援します

##### 基本施策

- ① 介護予防・地域づくりの推進
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業
- ③ 健康づくりの推進
- ④ 生きがいつくり活動の推進

### 基本目標③ 安心して...



#### 安心して暮らせる仕組みを構築します

##### 基本施策

- ① 認知症施策の推進
- ② 高齢者の権利擁護の推進
- ③ 高齢者の住まいの確保
- ④ 災害や感染症対策に係る体制整備
- ⑤ 介護人材の確保と質の向上・業務の効率化と質の向上

### 基本目標④ 持続可能な...



#### 持続可能な介護保険制度を構築します

##### 基本施策

- ① 介護保険サービス事業
- ② 保険給付費総額の推計及び保険料の設定
- ③ 介護給付適正化計画（第5期）
- ④ 介護保険制度を円滑に運営するためのその他の方策

# 基本目標 1 住み慣れた地域での暮らしを支えます

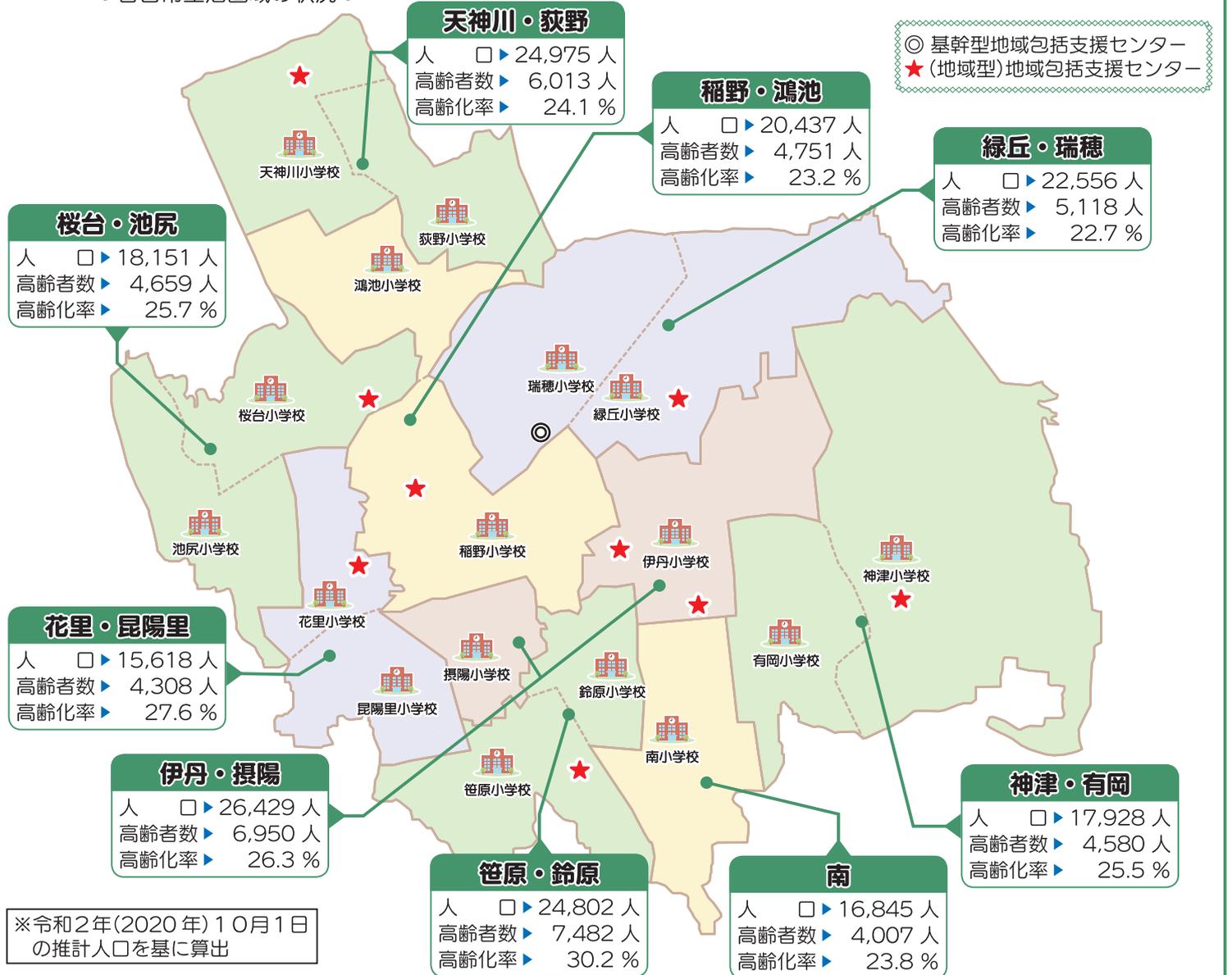
本市では、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）及び団塊ジュニアの世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向け、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の 5 つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

## 基本施策 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括支援センターの機能強化に向けた方向性

- 人員体制 ・ 3 職種以外の専門職・事務職の配置を含めた人員体制の強化
- 運営体制 ・ 運営指針、事業実施計画等に基づいた計画的な運営の継続
  - ・ 土日祝日・時間外の相談支援窓口についての周知
- 効果的な運営の継続 ・ 基幹型地域包括支援センターの終了を前提とした行政・基幹型地域包括支援センター・（地域型）地域包括支援センターそれぞれの役割・位置づけの整理
  - ・ （地域型）地域包括支援センター職員の負担増等に対応するための手続きなどの業務効率化等の検討

### 各日常生活圏域の状況



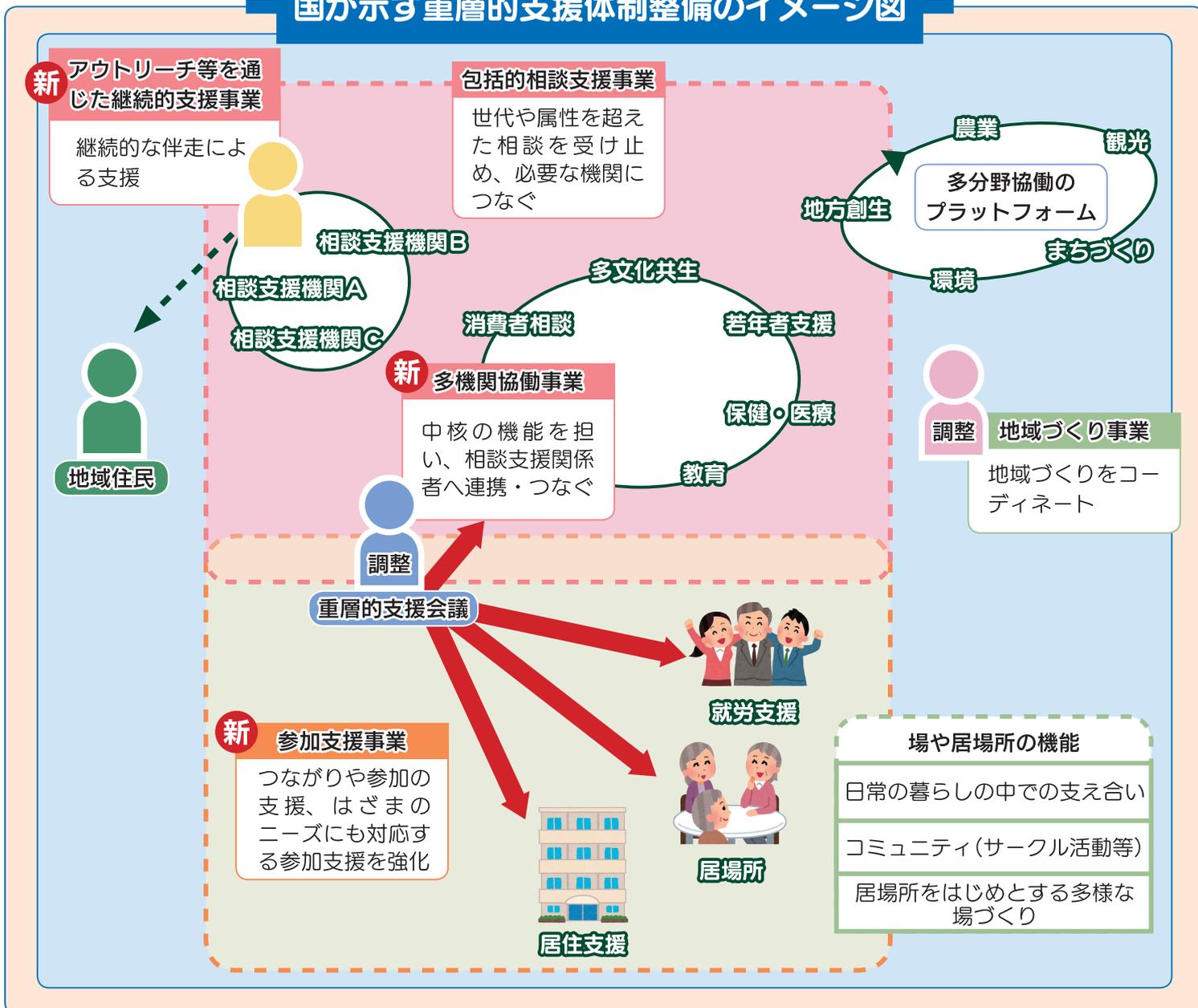
## 基本施策2 高齢者を支える地域福祉活動の推進

国においては、令和22年（2040）年に高齢者人口がピークに達し、85歳以上が高齢人口の3割を占め、困窮化、孤立化、認知症の増加などの問題がより深刻化すると予測される中で、平成30年4月の社会福祉法改正において、高齢者のケアを主眼とした地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、障害児者などへの支援や複合的な課題にもその考え方を広げた「地域共生社会」の実現という方針が打ち出されました。

さらに令和2年6月の社会福祉法改正を受け、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年度より新たに創設されます。

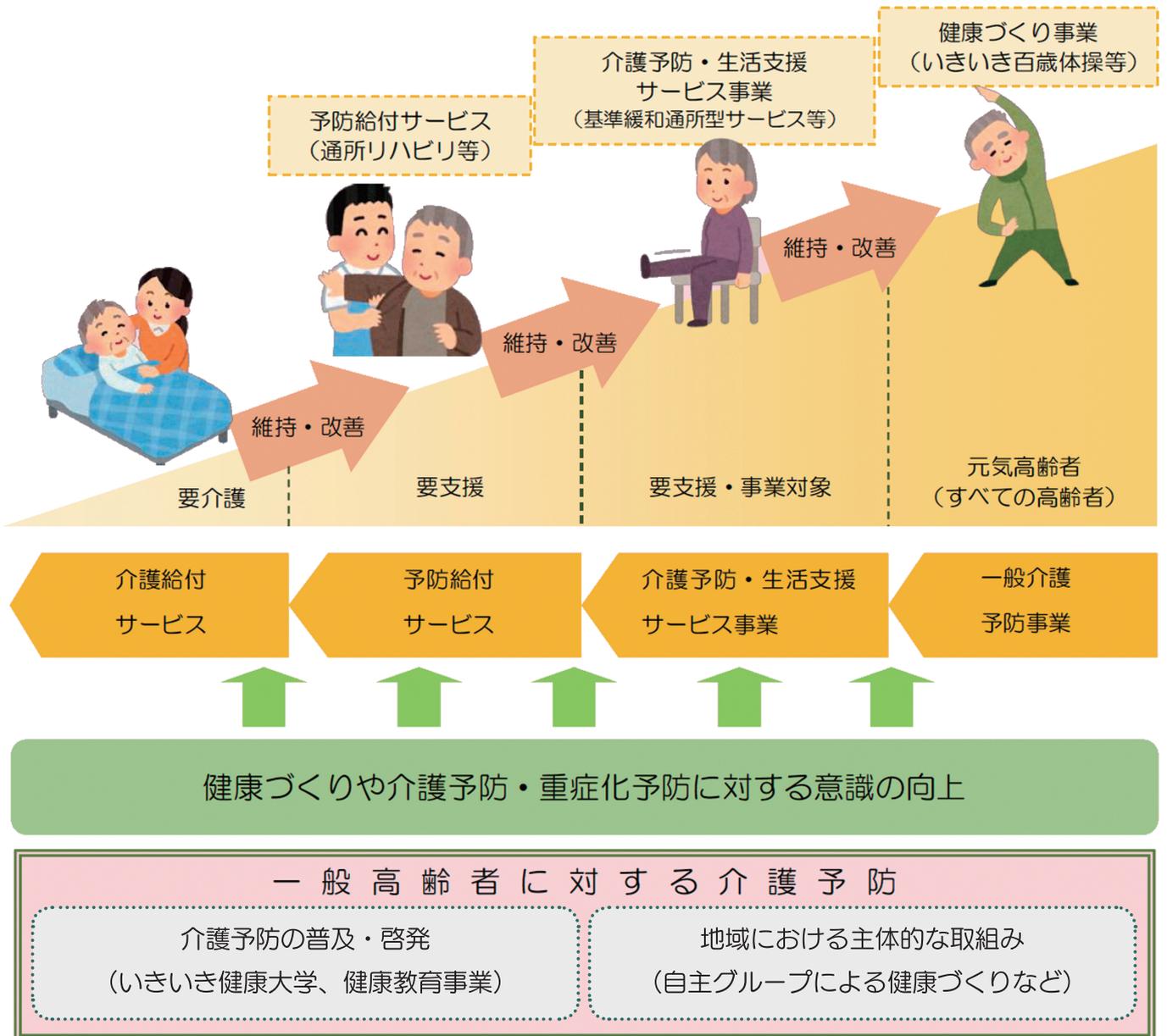
本市でも、国が示す重層的支援体制を整備し、高齢者を支えるための地域福祉活動の推進に取り組めます。

### 国が示す重層的支援体制整備のイメージ図



## 基本目標 2 高齢者の元気な生活を支援します

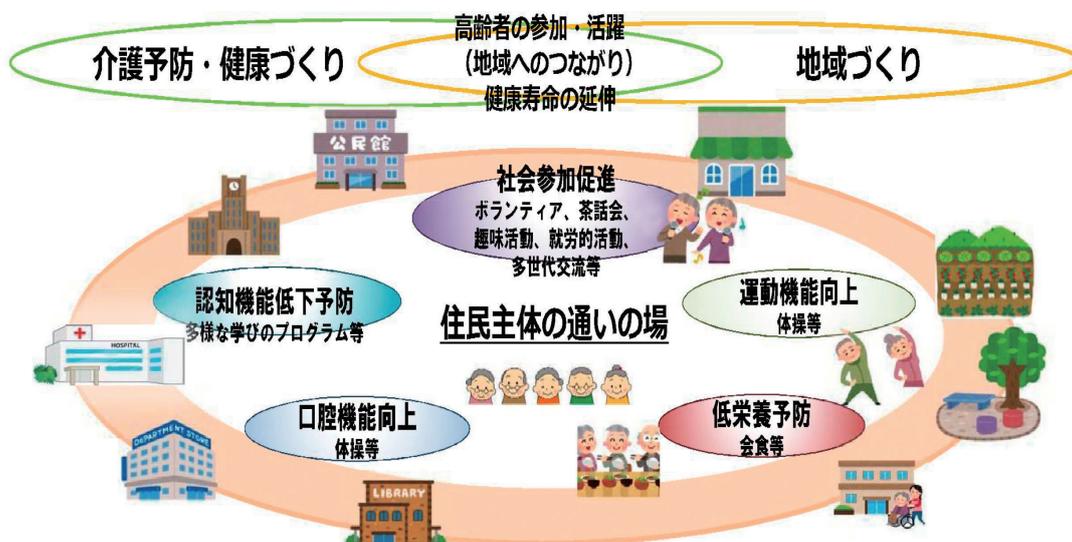
高齢者が地域で自立した元気な生活を送る上では、生きがいをもって日常生活を過ごすことが重要です。高齢者の介護予防、自立支援、重度化防止を図っていくために高齢者の社会参加や生きがいづくりの取組みを推進します。



## 基本施策 1 介護予防・地域づくりの推進

令和 22 年（2040 年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える一方で、現役世代が急激に減少します。このような中で、高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止を図っていくためには、意欲のある方々が社会で役割をもって活躍できるよう、多様な就労的活動ができる環境整備を進めることが必要です。

高齢者が地域で、地域活動の担い手となり、そのことが高齢者本人の介護予防・健康づくりにつながります。高齢者の社会参加促進等の観点からも、「住民主体の通いの場」の取組み等を推進します。



## 基本施策 2 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の介護予防を推進するとともに、生活支援体制を充実するため、多様なサービスの充実に取り組みます。

### ① 一般介護予防事業

- ・ 通いの場におけるリハビリ専門職の正しい体操指導等

### ② 介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 3つの基本方針に基づき、多様なサービスを検討

- ① 総合事業は「地域づくり」であるとの認識の基、地域住民をはじめとする関係機関が時間をかけて自らの地域のあり方を議論して頂くこと
- ② 多様なサービスの充実と費用の効率化を同時に実現することで、本市の介護保険制度の持続可能性を高める必要があること
- ③ 利用者やその家族をはじめとする介護者及び介護従事者の安心を確保すること

## 基本目標3 安心して暮らせる仕組みを構築します

### 基本施策1 認知症施策の推進

国は、令和元年（2019年）6月にとりまとめた「認知症施策推進大綱」において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することを基本的な考え方としています。

本市においても、第8期計画では、「認知症施策推進大綱」をふまえて、小中学生等を対象にした認知症サポーター養成講座の開催など本市の認知症施策をさらに充実していきます。

### 基本施策3 高齢者の住まいの確保

2040年までの施設整備計画		天神川・荻野	稲野・鴻池	伊丹・摂陽	笹原・鈴原	桜台・池尻	花里・昆陽里	神津・有岡	緑丘・瑞穂	南	
1 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	整備状況	●●●		●●		●●		●	●●●		
	第8期		*		*					●	
	第9期						●●	●			
	第10期以降	利用状況を勘案し、整備を検討									
2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	整備状況	●		●							
	第8期	いずれかの未整備圏域1箇所に整備									
	第9期	いずれかの未整備圏域1箇所に整備									
	第10期以降	利用状況を勘案し、整備を検討									
3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	整備状況	●●				●●	●		●●		
	第8期				●					●	
	第9期	いずれかの未整備圏域1箇所に整備									
	第10期以降	いずれかの未整備圏域に1箇所ずつ整備									
4 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	整備状況	●●	●	●	●	●●	●	●	●●	●	
	第8期	いずれかの未整備校区1箇所に整備									
	第9期	いずれかの未整備校区1箇所に整備									
	第10期以降	いずれかの未整備校区に1箇所ずつ整備									

\*…いずれかの校区に1箇所整備

### 基本施策5 介護人材の確保と質の向上・業務の効率化と質の向上

将来的に介護人材の不足が見込まれる中、これまで介護分野に携わる機会が少なかった層を取り込み、下記の方針に基づいて多様な人材の介護分野への参入を促進します。

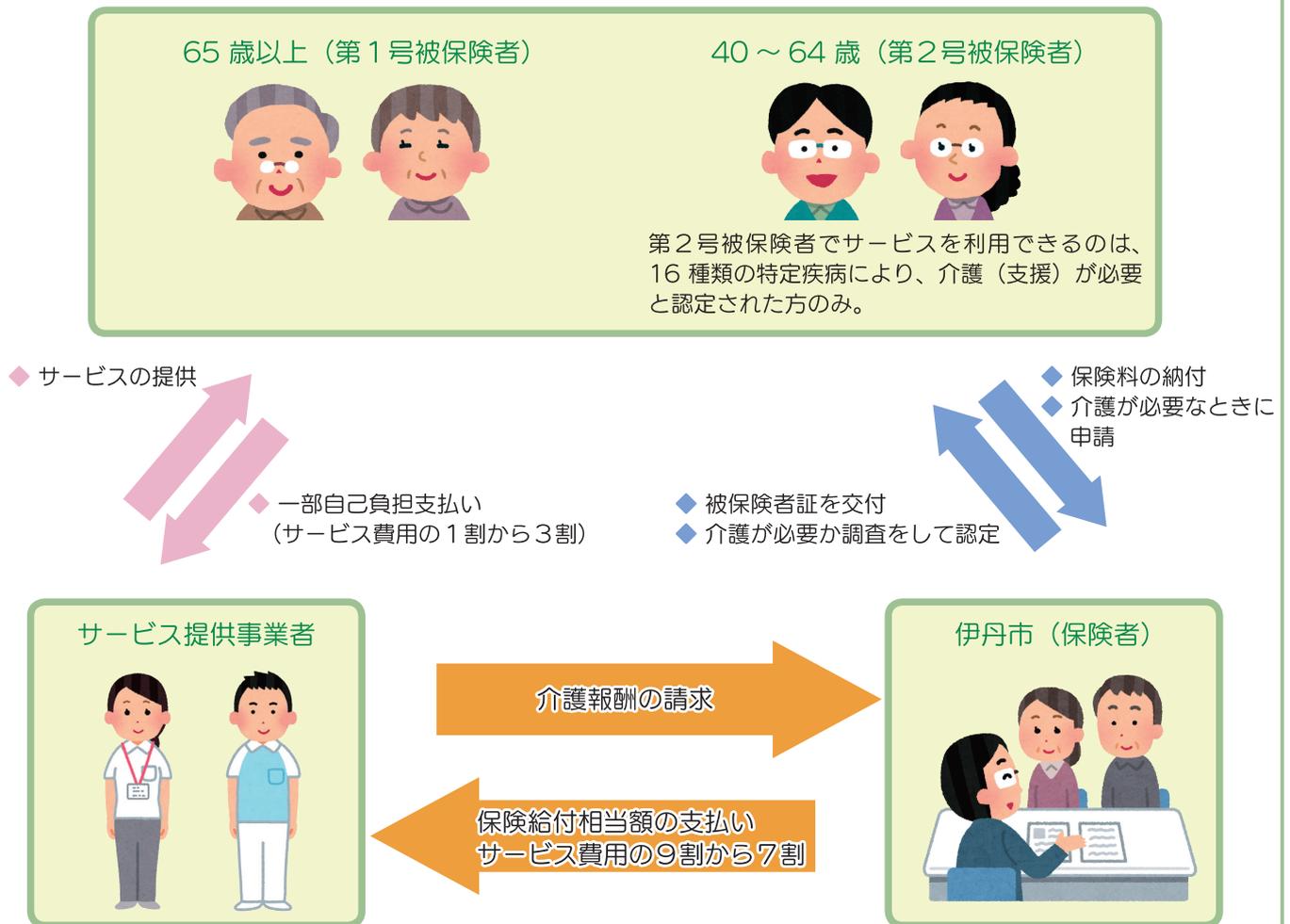
- ① 介護人材の「すそ野を広げる」… 介護就職セミナー&相談面接会をハローワーク伊丹と共同開催、介護に関する入門的研修の開催
- ② 介護の道を「長く歩み続ける」… 介護コンシェルジュを配置して人材の発掘から就職後の定着支援まで
- ③ キャリアパスを構築し「道をつくる」… 資格取得にかかる費用助成、生活援助ヘルパーの養成

## 基本目標4 持続可能な介護保険制度を構築します

保険給付の適正化などに取組むことで、介護保険制度の持続可能性を確保します。また、介護給付費等準備基金を活用し、保険料の上昇抑制を図ります。

### 基本施策 1 介護保険サービス事業

#### ■ 介護保険制度の仕組み



#### ■ 介護保険の財源

介護保険サービスを利用する場合、原則として費用の1割から3割が自己負担となり、残りが介護保険から給付されます。保険給付の財源は50%を保険料、残り50%を税金などの公費で賄う仕組みとなっており、このうち65歳以上の第1号被保険者の負担はおよそ23%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の負担は27%です。

※市町村の介護保険財政の調整を行うため、国が交付する調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。



**第8期**  
**保険料基準月額 5,200 円**

■ 保険料段階別の基準額に対する割合及び保険料年額

● 第8期(令和3年度【2021年度】～令和5年度【2023年度】)保険料段階

保険料段階		保険料率	保険料年額
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の場合 ③市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合	基準額×0.5	31,200円
		さらに公費による軽減あり 基準額×0.3	18,800円
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の場合(ただし、第1段階を除く)	基準額×0.75	46,800円
		さらに公費による軽減あり 基準額×0.5	31,200円
第3段階	本人を含めて世帯全体が市民税非課税であり、上記のどの段階にも該当しない場合	基準額×0.75	46,800円
		さらに公費による軽減あり 基準額×0.7	43,700円
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の場合	基準額×0.875	54,600円
第5段階	本人は市民税非課税だが、世帯では市民税課税で上記以外の場合	基準額×1.0	62,400円
第6段階	本人が市民税課税の場合 前年の合計所得金額	120万円未満	基準額×1.2 74,900円
第7段階		120万円以上 210万円未満	基準額×1.3 81,100円
第8段階		210万円以上 320万円未満	基準額×1.5 93,600円
第9段階		320万円以上 400万円未満	基準額×1.625 101,400円
第10段階		400万円以上 600万円未満	基準額×1.75 109,200円
第11段階		600万円以上 800万円未満	基準額×2.0 124,800円
第12段階		800万円以上	基準額×2.25 140,400円

### 基本施策3 介護給付適正化計画(第5期)

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供することにより、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。

第5期計画においても、第4期計画に引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業すべてを取組むとともに、国民健康保険団体連合会の適正化システムによって出力される給付実績の活用として提供されたデータを積極的に活用していきます。

#### 主要5事業

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤ 介護給付費通知

さらに  
第8期では…

- ◆ ケアマネジメント支援を目的として地域ケア会議を開催し、ケアプランの点検を実施
- ◆ 給付実績適正化システムを活用し、適正なサービス提供につながる取組みを検討・実施
- ◆ 事業所等の給付適正化に対する意識向上を促すような取組みを実施

### 基本施策4 介護保険制度を円滑に運営するためのその他の方策

#### ① 市民に対する情報提供

介護保険制度の円滑な運営をめざし、利用者である高齢者や被保険者である市民の方々に對して、よりよいサービスが提供できるよう、制度の周知をはじめ、適切な情報提供を図ります。

#### ② 市民に対する相談体制の充実

介護相談員による介護サービス利用者への聞き取りや、地域包括支援センター等と連携した介護サービスの苦情・相談対応により、よりよいサービスが提供できるよう、相談体制の充実を図ります。

#### ③ サービス提供事業者等への支援と指導・監査

介護サービスの質の確保及び介護保険給付の適正化を図ることを目的に、伊丹市における介護サービス事業者等への指導・支援を強化します。また、介護サービス事業の運営が適正に行われるよう、県と連携するなどして介護サービス事業者の指導監査に努めます。

令和3年(2021年)3月

発行：伊丹市

編集：地域・高年福祉課 / 介護保険課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072-784-8099（地域・高年福祉課） / 072-784-8037（介護保険課）

FAX：072-784-8036（地域・高年福祉課） / 072-784-8006（介護保険課）

URL：<http://www.city.itami.lg.jp/>



